

したが、それでは貢献度はどのような勘案されるのでしょうか。

民間企業においては、会社に対する貢献度を様々な基準で評価しているものとは思われますが、究極的には、どの程度の利潤を会社に対してもたらしたかが貢献度を判定する上での最大かつ明確な基準であるといえるでしょう。

しかし、公務員の貢献度を民間企業と同様に数量的な基準で判断することあるいは、在職中の成果を退職手当に反映することについては、公務員が携わっている職務の内容や現時点において成果を評価する手法が確立されていないことから困難です。

新たな退職手当制度においては、職員の在職中に携わっていた職務の内容や職務に着目し、その目安として、職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して貢献度を判断することとしています。

◎職員の区分の決定方法

この貢献度を退職手当に反映したものが調整額となるわけですが、具体的には、在職中職員に適用されていた給与条例の職務の級を基準として、職員の区分を決定することとなります。

この場合難しいのは、A市とB町の、給料表の六級が必ずしも同じではないということです。

例えば、同じ行政職給料表の六級であったとしても、給料表の構成が九級制の場合と七級制である場合とでは、六級を適用する場合の基準となるべき職務の複雑、困難及び責任の度合が異なってしまうと考えられるからです。

一方、行政職給料表に限れば、ほぼ全ての共同処理団体が千葉県の行政職給料表をベースにして給料表を定めていることから、共同処理団体の給料表の級を一度、千葉県の給料表の級に揃え直し、この後、職員の区分を決定することで団体間の公平性を確保することとしました。(表2参照)

例えば、A市の平成十八年四月一日以降の行政職給料表の六級が、千葉県の平成十八年四月一日以降の行政職給料表七級に準じて規定されていた場合は、表2に従い職員の区分は第三号区分と決定され、同様にB町の六級が千葉県の八級に相当する場合は、第二号区分と決定されることとなります。

なお、千葉県の給料表の区分が期間により分かれているのは、県では、平

表2

職員の区分	退職者に適用されていた共同処理団体の給料表の職務の級
第1号区分	H12. 1. 1～H18. 3. 31千葉県行政職給料表11級に相当する級 H18. 4. 1～千葉県行政職給料表9級に相当する級
第2号区分	H12. 1. 1～H18. 3. 31千葉県行政職給料表10級に相当する級 H18. 4. 1～千葉県行政職給料表8級に相当する級
第3号区分	H12. 1. 1～H18. 3. 31千葉県行政職給料表9級に相当する級 H18. 4. 1～千葉県行政職給料表7級に相当する級
第4号区分	H12. 1. 1～H18. 3. 31千葉県行政職給料表8級に相当する級 H18. 4. 1～千葉県行政職給料表6級に相当する級
第5号区分	H12. 1. 1～H18. 3. 31千葉県行政職給料表7級に相当する級 H18. 4. 1～千葉県行政職給料表5級に相当する級
第6号区分	H12. 1. 1～H18. 3. 31千葉県行政職給料表6級に相当する級 H18. 4. 1～千葉県行政職給料表4級に相当する級
第7号区分	H12. 1. 1～H18. 3. 31千葉県行政職給料表5級に相当する級 H18. 4. 1～千葉県行政職給料表3級に相当する級
第8号区分	H12. 1. 1～H18. 3. 31千葉県行政職給料表4級～1級に相当する級 H18. 4. 1～千葉県行政職給料表2級又は1級に相当する級

成十二年一月一日から十一級制の給料表を使用していました。平成十八年四月一日からは十級制に変更し、給料表の構造が変わったためです。

したがって、この表により職員の区分を決定する際には、それぞれの団体の給料表が、いつから、県のどの給料表に準じて定められているのかを事前に調べる必要があります。

◎調整額の具体的な計算例①
 それでは、いままでの説明にしたがって、調整額の具体的な計算例をあげておきます。

なお、調整額については、一定の条件により支給されない場合や特例的な計算方法が規定されていますので、これらについては、次号においてご説明します。

定年退職者Aさんの調整額の計算例

○退職日 H19. 3. 31 ○勤続年数 34年

○Aさんに適用されていた給料表 行政職給料表

○職務の級 (Aさんが在職中受けていた給料の級)

ア H13. 4. 1～H17. 3. 31 6級 (H12. 1. 1～県給料表7級相当)

イ H17. 4. 1～H18. 3. 31 7級 (H12. 1. 1～県給料表8級相当)

ウ H18. 4. 1～H19. 3. 31 6級 (H18. 4. 1～県給料表6級相当)

[調整額の計算]

アの期間の職員の区分 第5号区分 調整月額25,000円が48月

イの期間の職員の区分 第4号区分 調整月額33,350円が12月

ウの期間の職員の区分 第4号区分 調整月額33,350円が12月

※調整月額の高い順に60月分なので

33,350円×24月＝800,400円

25,000円×36月＝900,000円

合計 (調整額) 1,700,400円